

第1期 行橋市学校教育情報化推進計画

令和6年9月

行橋市教育委員会

目 次

第1章	計画の策定	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
第2章	学校教育の情報化を取り巻く状況	2
1	学習指導要領	2
2	学校教育の情報化の推進に関する法律	2
3	G I G Aスクール構想	2
4	教育D X	3
5	学校教育情報化推進計画	3
第3章	本市の学校教育情報化の現状と課題	3
1	本市における学校教育情報化の現状	3
2	本市における学校教育情報化の課題	3
	(1) 情報活用能力育成に関する課題	5
	(2) 教職員の指導に係る課題	6
	(3) I C T機器等の整備に関する課題	6
	(4) 学校における働き方改革に関する課題	6
第4章	学校教育の情報化の目指す方向性	7
1	基本理念	7
2	基本方針と施策	8
	基本方針1 児童生徒の情報活用能力の育成とI C Tを効果的に活用した学びの充実	8
	基本方針2 教職員のI C T活用指導力の向上	11
	基本方針3 I C Tを活用するための環境整備	13
	基本方針4 I C Tの活用による校務の効率化	16
第5章	教育の情報化に関する推進体制	18

1	推進体制の整備	18
2	教育委員会と学校の役割	18
第6章	学校教育情報化の数値目標	19
1	公立学校情報機器整備事業に係る各種計画	19
(1)	端末整備・更新計画	19
(2)	ネットワーク整備計画	19
(3)	校務DX計画	20
(4)	1人1台端末の利活用に係る計画	20
2	数値目標	20
第7章	計画の進行管理	21

資料

- 別紙1 端末整備・更新計画
- 別紙2 学校教育情報化の数値目標

第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想される等、社会が急速に変化し、複雑で予測困難となってきた中、ICT（情報通信技術）の活用による、学校教育のより一層の充実を図ることが求められています。

平成29年告示の学習指導要領においても、「情報活用能力」が言語能力と同様に「学習の基となる資質・能力」と位置付けられたこととともに、学校のICT環境を整備し、ICTを積極的に活用して学習活動の充実を図ることが示されました。

さらには、令和3年1月に中央教育審議会が答申した「令和の日本型学校教育の構築を目指して」では、ICTの活用に関する基本的な考え方が明らかにされました。「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」を実現するため、「GIGAスクール構想」による新たなICTの活用を進め、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせることで、さまざまな課題を解決し、個別最適な学びの実現や教育の質の向上につなげることなどが示されたところです。

また、令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号）が公布・施行され、各自治体において学校教育の情報化を総合的かつ計画的に推進することが努力義務とされました。

「行橋市学校教育情報化推進計画（以下「本計画」という。）」は、国の関係法令や本市の関係計画等を踏まえ、次代の社会を担う児童生徒を育成するために、ICTを活用して全ての児童生徒が効果的に教育を受けることができる環境を整備し、本市の学校教育の情報化に関する取組を推進することを目的として策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、令和元年6月に公布・施行された「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第47号）第9条第2項に規定する市町村学校教育情報化推進計画として策定するものとし、「行橋市教育振興基本計画」に示された、本市が目指す子ども像を実現するため、学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針や施策について規定します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、ICTを取り巻く環境が急速に変化し得ることを踏まえ、期間中であっても、必要に応じて適宜見直しを行い、国の動向等に速やかに対応しながら、より発展的に施策を展開していけるように努めます。

第2章 学校教育の情報化を取り巻く状況

学校教育の情報化に関する国の動向（主なもの）は次のとおりです。

1 学習指導要領

平成29年3月に小・中学校を対象とした新学習指導要領が公示され、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施されています。

新学習指導要領の総則において、「情報活用能力」は「言語能力」と同様に「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられています。また、同総則において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮すること」と明記されています。

2 学校教育の情報化の推進に関する法律

令和元年6月に「学校教育の情報化の推進に関する法律」が施行され、情報通信技術の活用により、全ての児童生徒が効果的に教育を受けることができる環境の整備を図ることを目的としています。基本理念や国・地方自治体の責務を明らかにするとともに、国・地方自治体の学校教育情報化推進計画の策定、基本的施策等について定められています。

3 GIGAスクール構想

GIGAスクール構想は、「児童生徒1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想」として、令和元年12月に文部科学省から発表されました。

G I G Aスクール構想は、当初、令和元年度から5年間かけて段階的に環境を整備する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、大幅にスケジュールを前倒しして実施されました。令和3年3月末には全国ほぼ全ての小・中学校で児童生徒1人1台端末の導入が完了しています。

4 教育DX

令和2年12月に文部科学省から「デジタル化推進プラン」が発表されました。小・中学校を対象としたプランでは、「G I G Aスクール構想による1人1台端末の活用をはじめとした学校教育の充実」が主軸となっており、タブレット端末の安全・安心な活用の促進、通信ネットワーク環境の整備、学校のデジタル化・クラウド化の推進、学習者用デジタル教科書の普及促進、オンライン教育の推進、教職員のICT活用能力の向上、ICT支援員による支援等について言及されています。

また、令和4年1月には、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省の連名で「教育データ利活用ロードマップ」が発表されました。ロードマップでは、「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」がミッションとして掲げられ、デジタルを手段とする学習者主体の教育への転換や、教職員が子どもたちと向き合える環境を整えるための論点や工程表が示されています。

5 学校教育情報化推進計画

令和4年12月に文部科学省から発表された「学校教育情報化推進計画」は、国の学校教育の情報化の推進に関して、今後の施策の方向性やロードマップを示すものであるとともに、各自治体の計画策定に当たり参考となるものとして、次の観点で基本方針が示されています。

- (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- (2) 教職員のICT活用指導力の向上と人材の確保
- (3) ICTを活用するための環境の整備
- (4) ICT推進体制の整備と校務の改善

第3章 本市の学校教育情報化の現状と課題

1 本市における学校教育情報化の現状

本市では、グローバル化、情報化する社会に対応するため、ICT（情報通信技術）を使って教育の質を深化させること、そして、教員の授業内容や方法の改善を通して、

児童生徒に「分かる」「できる」楽しさを実感させるとともに、将来に向けた情報活用能力を身に付けさせることを目的として、平成28年3月に「行橋市学校情報教育導入事業基本計画」を策定しました。本計画に基づき、平成27年度から平成28年度で行ったモデル校（行橋北小学校、長峡中学校）での整備事業を踏まえ、平成29年度以降、全小中学校において、段階的にICT機器の整備を進めてきました。

そして、タブレット端末については、令和元年度によりやく児童生徒2人～2.5人に1台ではありますが、全校に配備が完了しました。その後、新型コロナウイルス感染症の拡大による、オンラインでの教育機会充実の必要性が増したことを受け、文部科学省が提唱した「GIGAスクール構想」への対応を着実に実施し、令和2年度末までに、児童生徒1人1台端末の整備や高速通信が可能なネットワーク整備など、情報教育環境の大規模な整備を行ったところです。

これらICT環境の整備に加え、教職員の研修の充実を図り、教職員のICT活用指導力の向上に努めるとともに、ICT支援員の配置をはじめとしたICTを活用した授業づくりへの支援にも取り組んできました。また、令和3年度からの3年間では、行橋南小学校、仲津中学校が、福岡県重点課題研究指定・委嘱を受け、1人1台端末の効果的活用についての研究に取り組んだところです。これらの取組を通して、教職員のICT活用指導力は、年々向上しており、今後もこれらの取組の継続が必要です。

しかし、本市においても、教職員では、端末の操作方法等の習熟度に個人差があり、授業における活用や家庭学習での利用、また、校務DXの推進状況について、学校間での取組の差が生じてきている現状も見られます。

そこで、教職員のICT活用指導力の更なる向上を目指し、全ての学校が授業や校務において、より積極的・効果的にICTの活用を図ることができるよう、これまでの研修等の取組に加え、令和2年度から整備している推進体制組織（行橋市教育情報化推進委員会、行橋市教育情報化推進検討部会）や校長会の中で、ICTを活用した指導法や校務DXの改善などについて協議を行い、本市や学校が抱える課題解決を図っていきたいと考えます。

図表1 行橋市立学校におけるICT教育環境整備の経過（平成5年度～令和6年度）

年 度	内 容
平成5年度	中学校6校にパソコン導入
平成11年度	小学校11校にパソコン導入
平成12年度	小中学校にインターネット開設
平成17年度	小中学校にパソコン教室整備
平成24年度	小中学校図書館電算化事業スタート(モデル校：行小、行橋南小、仲津中、中京中)

平成25年度	小中学校図書館電算化事業全校実施
平成27年度	教育ICT機器（タブレット、電子黒板、無線LAN環境等）導入 （モデル校：行橋北小、長峡中）
平成29年度	教育ICT機器（タブレット、電子黒板、無線LAN環境等）導入 （行橋小、行橋南小、延永小、椿市小、泉小、行橋中、泉中）
平成30年度	教育ICT機器（タブレット、電子黒板、無線LAN環境等）導入 （行橋小、行橋南小、椿市小、延永小、泉小、行橋中、泉中、稗田小、今川小、今元小、蓑島小、仲津小、中京中、今元中、仲津中）
令和元年度	教育ICT機器（タブレット等）導入 （稗田小、今川小、今元小、蓑島小、仲津小、中京中、今元中、仲津中）
令和2年度	GIGAスクール構想に基づき、1人1台にタブレット端末及び高速大容量通信ネットワーク環境等を整備
令和6年度	教育ICT機器（タブレット、校務用パソコン、ネットワーク機器等）更新

2 本市における学校教育情報化の課題

（1）情報活用能力育成に関する課題

小学校、中学校に1人1台端末を整備し、「まずは使って慣れること」から始め、その後、各学校で幅広い学習活動においてタブレット端末を活用していく中で、ICTの日常的な利活用へと段階的に進めてきました。

これからの高度に発展した情報化社会を、児童生徒が逞しく生きていくためにも、学校では、これまで以上に多様性を尊重しながら、より一層、情報活用能力を系統的に育成していく必要があります。

教職員は、健康面の配慮もしながらICTを活用し、探究的な学習や新たな教材等を積極的に取り入れ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていく必要があります。また、これまで以上に児童生徒の成長、つまりきなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することも求められています。さらには、児童生徒が自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことも求められることから、教職員の指導及び児童生徒の学習において、ICTを積極的に活用し、児童生徒の個別のニーズへの対応や、臨時休業等においても学びを保障していく必要があります。

(2) 教職員の指導に係る課題

教職員にとって、初めての取組となる「1人1台端末での学び」は、ICT機器の利活用のノウハウが不足していることや、教職員が研修を受講できる機会、時間が十分ではない等の理由により、学校間や学級間で、ICT機器を授業で活用する頻度や方法に差が生じています。

今後は、全ての児童生徒に等しく情報活用能力を育成していく素地が必要であることから、教職員によって端末の活用頻度に差が生じることがないように、管理職に加え、ミドルリーダーや情報担当教職員を中心として、学校内でのスキルアップを図りながら、全教職員の1人1台端末を活用した指導力の向上を広く図っていく必要があります。

また、児童生徒に、タブレット端末の適切な扱い方やインターネット利用のルールを指導するとともに、保護者とも共通理解を図りながら、安全・安心な環境づくりを実現していくことが重要です。

(3) ICT機器等の整備に関する課題

GIGAスクール構想により、校内に高速なネットワークを構築しましたが、クラス内でのタブレット端末の同時使用やインターネット回線の混雑により、授業での利活用に支障をきたす「回線遅延」が発生する場合があります。

また、ICT機器は、使用年数の経過に伴い老朽化していきます。円滑な教育活動のため、リプレイス(機器の更新)を計画的に行っていく必要があります。

(4) 学校における働き方改革に関する課題

多忙な教職員の作業負担を軽減し、どのようにして教育活動に充てる時間を確保していくのか、という課題を全国すべての学校が抱えています。この課題に対応するための方法の一つとして、ICTの活用は非常に効果的です。そこで、ICTを活用して、児童生徒の成績処理、保護者との連絡や関係機関への報告、様々な資料の作成など校務に係る業務負担の軽減を図る必要があります。

また、GIGAスクール構想により、タブレット端末の管理など新たな業務が増え、特に、情報担当教職員に負担が集中する傾向が見受けられます。特定の教職員に負担が集中することのないように組織的に取り組むことが必要です。

さらに、会議等でペーパーレス化が十分進んでいない、文書を教職員間で回覧して情報共有を行うなど効率が悪いことが多い、関係機関間でFAXでのやり取りや押印の見直しが進まない、など教職員の働き方改革を進めるうえで解消できていない課題が多くあります。課題の解決にあたっては、学校だけで解決できない課題もあるため、教育委員会と学校全体での取組が必要となります。

第4章 学校教育の情報化の目指す方向性

1 基本理念

本市においては、行橋市教育振興基本計画の基本理念である「学びあい 支えあい つなぎあい 未来を拓く力をはぐくむ 人づくり」の実現に向け、学校はもとより、保護者や地域の方々とも連携・協働しながら、各種の施策・取組を推進してきました。

情報教育に関しては、令和3年1月の中央教育審議会答申において、情報化が加速度的に進む Society5.0 時代に向けて、情報活用能力など学習の基盤となる資質・能力を育む必要があり、その際、児童生徒がタブレット端末を活かし、端末を日常的に活用することで、ICTの活用が特別なことではなく「当たり前」のこととなるようにすることや、ICTを学習ツールとして自由な発想で活用できるように環境を整えることの重要性が示されました。

本市においては、タブレット端末とともに、固定式電子黒板、大型提示装置などの周辺機器の環境整備を積極的に進め、ICT教育推進員やICT教育担当指導主事の派遣、ICT支援員の配置をはじめとしたICTを活用した授業への支援に取り組んできました。しかし、児童生徒の学習状況等を踏まえ、引き続き、環境整備と機器の維持管理や人的支援など、ICTの円滑な運用に取り組むとともに、研修等を通じて、教員一人ひとりがICT活用指導力を高め、全ての児童生徒に、情報活用能力を構成する「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力をバランスよく育成する必要があります。

また、教員の児童生徒と向き合う時間を確保できるよう、校務の情報化により業務の効率化を一層進めるとともに、家庭・地域にICTを活用した教育について積極的に情報発信を行い、理解と協力を得て取組を推進する必要があります。

これらのことを踏まえ、本市における教育の情報化の推進に当たっての基本理念を次のように定めることとします。そして、改訂された学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の視点から、地域の教育力を生かすとともに、家庭と連携・協力しながら、情報教育を通じて、児童生徒一人ひとりが自分の良さや可能性を認識できるよう、取組を進めていきます。

〔基本理念〕

ICTをいつでもどこでも活用し

ニューノーマルな時代にマッチした教育の推進

2 基本方針と施策

第3章の現状と課題を踏まえ、目指すべき児童生徒の姿や本市の教育の情報化の目指す方向性として、国の「学校教育情報化推進計画」に掲げる観点を参考に、本市においては、次に掲げる4つの基本方針を定め、これらの方針に沿った施策を計画的かつ総合的に推進します。

基本方針1 児童生徒の情報活用能力の育成とICTを効果的に活用した学びの充実

(1) 基本的な考え方

情報活用能力は、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質のことです。学習指導要領の総則において情報活用能力は、「言語能力」や「問題発見・解決能力」とともに、各教科等の学びを支える基盤となる資質・能力の1つとして位置づけられており、各教科の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが必要です。

また、同じく、学習指導要領では、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業づくりが求められており、ICTを効果的に活用した学習を通じて、各教科における基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や、思考力・判断力・表現力等を育成することができる授業づくりに、引き続き、取り組んでいく必要があります。

そのため、本計画においては、「児童生徒の情報活用能力の育成とICTを効果的に活用した学びの充実」を基本方針1として位置付け、情報活用能力の育成を図るとともに、個に応じた指導や主体的・対話的で深い学びの実現を意識した授業づくりに取り組みます。

(2) 具体的な施策内容

① ICT機器の基本的な操作の習得

各教科等の授業において、ICTを活用した学習活動を効果的かつ円滑に進めるためには、児童生徒の発達段階を踏まえ、ICT機器の基本的な操作方法等を確実に身に付けさせる必要があります。

そのため、小学校低学年についてはタブレット端末に慣れ親しませることをねらいとした指導を中心に授業を進めることや、学年が上がるにつれて、キー

ボードなどによる文字の入力、電子ファイルの保存・整理、インターネット上の情報の閲覧や共有の仕方など、児童生徒が各教科等の学習に必要な基本的な操作を習得できるよう、計画的・系統的に指導を行います。

② ICT機器を活用した思考力・判断力・表現力等の育成の工夫

授業支援ソフトの各種ツールを活用し、互いの考えを視覚的に共有したり、多角的な視点に触れたりすることにより、議論を深め、思考力や表現力を養います。

また、音楽や体育の実技、国語や英語のスピーチ等の映像を記録し、課題点や改善策を自ら振り返ったり、友人と相談したりすることで、問題を発見し、課題をより良い方向に解決する資質・能力や、主体的に粘り強く自己調整する力を育みます。

③プログラミング教育の実践

小学校の学習指導要領では、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施すること、また、中学校の学習指導要領では、プログラミング学習の内容の充実を図ることとされています。

そのため、各種プログラミング教材を活用し、プログラミング的思考力の定着を図り、問題解決に取り組む姿勢や豊かな表現力・創造力を育成します。

④児童生徒 ICT活用能力チェック表の活用

児童生徒が、発達段階に応じて、ICT活用能力を身に付けるための目安となるICT活用能力チェック表を作成します。教職員は、各発達段階で身に付けさせなければならないICT活用能力について具体的に把握するとともに、習得状況のチェック結果から、実態に合った指導すべきICT活用能力の傾向や育成状況を把握します。これにより、各教科等の授業の中で、育成すべき情報活用能力を意識した学習活動につなげることが可能となります。

⑤端末持ち帰りの推進

タブレット端末を家庭に持ち帰って、家庭学習でも活用することで、端末が特別なものではなく、教科書やノートと並ぶ日常的な学びのツールとして使いこなすことにつながるものと考えます。また、コロナ禍での経験を踏まえ、感染症や災害等の緊急時に、児童生徒の学びを継続するためのICT活用の効果は非常に大きなものとなっています。さらに、学習活動以外にも、児童生徒の心や体調の状況把握やSOSを発信できるツールとしての役割も期待されていることから、今後も、積極的な持ち帰りを促します。

⑥学びの蓄積

タブレット端末において、最大9年間同じアカウントを利用し、クラウド環境にデータを蓄積していく過程で、過去の授業の成果物や学習の記録を振り返り、自らの成長を感じるとともに、自己の学びを客観的に捉え、次の学習に向けた予測や動機付けとなるよう自己調整できる力を育みます。

⑦学校・家庭における情報モラル教育の推進

スマートフォンやタブレット端末等が児童生徒の日常生活にも急速に普及しており、インターネットを利用する機会も多くなっている一方で、インターネットは情報検索等で便利な反面、様々なトラブルも発生し、全国的にも問題になっています。

そのため、学校では、発達段階に応じたタブレット端末利用のルールや情報社会において人を傷つけず自分もトラブルに巻き込まれないための知識や適切な行動についても指導するなど、教科等横断的に、児童生徒の情報モラルを育成する指導を継続して実施します。

また、情報モラル教育の推進にあたっては、家庭と連携しながら教育を進めることが重要であるため、保護者にも協力を求めています。

なお、近年は、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力を育成するデジタルシティズンシップ教育の実践が求められており、指導方法や教材について調査研究を実施していきます。

⑧ICT活用における健康面への配慮

行橋市教育委員会作成の「学習タブレットガイドブック」や文部科学省の「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」等を参照しながら、教育活動全体を通じて、児童生徒がICT機器を活用する際の健康への影響や予防及び対処法についての理解を深めるよう、引き続き、指導を行います。

また、授業を受ける際、適切な環境で電子黒板や端末を利用できるよう、教室内の明るさ等に留意した環境整備を進めます。

⑨いじめ・自殺・不登校等の対応の充実

いじめ・自殺・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、児童生徒の心身の状況の把握や教育相談等においてタブレット端末等の活用が進むよう取り組みます。

⑩特別な支援等を必要とする児童生徒のICT活用

特別な支援を必要とする児童生徒の障がいの状態や特性・ニーズ等に応じたアプリケーションソフトや学習ツールの活用方法等について、実践事例を情報共有するなど、教育的ニーズ等に応じたICTの活用に取り組みます。

⑪不登校、病気療養等の長期欠席児童生徒を支援するためのICT活用

家から出ることが難しく欠席が長期化している児童生徒の学習機会の確保、学校とのつながりの継続のため、個別の状況に応じて、ICTやオンラインの特性を生かした学習支援等に取り組みます。

また、病気、けが等により入院等を余儀なくされている児童生徒に対しては、保護者の同意の下、必要に応じて、タブレット端末を活用したオンライン授業などの取組を実施します。

基本方針2 教職員のICT活用指導力の向上

(1) 基本的な考え方

児童生徒がICTを活用した効果的な学習を進めるためには、教職員一人一人のICT活用スキルと指導力の向上が不可欠です。また、ICT機器は、児童生徒指導や教育相談、校務の効率化等、学習指導以外の場面でも活用が求められるようになってきています。そのような中、令和3年度当初から運用を開始した1人1台端末の活用にあたっては、教育委員会主催の研修会の実施やICT支援員の配置、そして、何よりも、教職員が自ら研鑽に励んだ成果もあり、現在は、多くの教職員が、様々な教育活動の中で日常的に活用できている状況です。しかしながら、ICT機器を活用した授業のイメージを持てなかったり、効果的な活用方法への理解が深まりにくかったりしたことから、まだまだ不安を感じている教職員もいます。

そのため、本計画においては、「教職員のICT活用指導力の向上」を基本方針2と位置付け、教職員が各教科等の指導をはじめ、多くの場面でICT機器を効果的に活用できるよう、教職員研修や活用事例の情報共有等を通じて、教職員のICT活用指導力の向上に向けた取組を推進します。

(2) 具体的な施策内容

①教職員研修会の充実

教職員が自身のICT活用スキルを客観的に測ることができる「ICT活用スキルチェック」等による現状把握と、教職員の研修ニーズの把握を的確に行い、充実した研修内容を検討、実施していきます。また、研修の実施にあたっては、ICT教育推進員や担当指導主事による学校への派遣研修や授業づくりに関する訪問支援を基本としつつ、オンラインやオンデマンド形式での開催、研修時期や時間の設定を考慮するなど、より多くの学校、教職員に参加してもらえるように、柔軟な対応を行い、教職員のICT活用指導力の向上を図ります。

ICT教育の推進には、学校管理職の意識改革が必要不可欠であるため、校長研修会や学力向上・ICT活用推進研修会など、職位ごとの研修に、職責に応じた外部講師の派遣を検討します。

②教職員情報セキュリティ研修

授業や校務でのクラウドサービスの利用など、インターネット上のサービスを日常的に利用する機会が増えたことにより、より一層、情報セキュリティの重要性が高まっていることを受け、教職員一人一人が情報資産の区分に応じた適切な取扱いと管理方法を習得できるよう、教職員を対象とした情報セキュリティ研修を適宜実施します。

③実践事例などのアーカイブ化

各校で実際に行われた学習指導、教育支援、児童生徒指導、教育相談、校務の効率化等におけるICT活用事例について、優れた活用事例、課題等をネットワーク上に共有データとして保存・蓄積し、各教職員が授業案を検討するとき等、いつでも参照できる環境を整備し、全小・中学校の利活用向上につなげます。

④ICT支援員の配置

ICT支援員を各校に派遣し、タブレット端末活用のための機器準備や授業支援、学習で利用する各種アプリケーションの活用方法に関する助言等を行うとともに、活用事例や障害の解決方法を共有することで、全小・中学校の利活用向上と円滑な運用につなげます。

今後の派遣方法などについては、教職員の習熟度の把握や効果検証を行いながら、その在り方を検討します。

基本方針3 ICTを活用するための環境整備

(1) 基本的な考え方

児童生徒の情報活用能力の育成など、本市における学校教育の情報化により目指す児童生徒の姿や授業を実現するためには、学校教育の情報化の基盤となるICT機器・教育情報ネットワーク環境の整備を行い、児童生徒及び教職員の双方が、日常的に効果的かつ安全な状態でICT機器を利用できるよう環境を維持していく必要があります。

そのため、本計画においては、「ICTを活用するための環境整備」を基本方針3と位置付け、児童生徒1人1台端末等のICT機器の維持・管理及び計画的な更新を行うとともに、クラウド時代に対応した教育情報ネットワークの再構築を図ります。

(2) 具体的な施策内容

① 1人1台タブレット端末の維持管理・更新

GIGAスクール構想に基づき、令和2年度末までに、全小中学校で児童生徒1人1台端末の整備が完了しましたが、日々の授業等での利用頻度や、家庭への持ち帰りの頻度の上昇に比例し、機器の故障・破損の件数も増加傾向となっています。今後も、教育の情報化の推進に向け、児童生徒の学習活動を充実させていくために、学習活動に支障がないよう、タブレット端末の維持管理を適宜行うとともに、国の補助事業等を活用した計画的に端末の更新を行うことにより、1人1台端末環境を引き続き維持していきます。

② 教育情報ネットワークの再構築と維持管理

教育情報ネットワークについても、GIGAスクール構想に基づき、令和2年度末までに、高速大容量の通信環境に向けた整備を行ったところですが、ネットワークを構成するサーバやスイッチ等の機器の老朽化に伴い、令和6年度に全面的な再構築を実施しました。再構築にあたっては、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の趣旨を反映し、「クラウドサービスの活用」、「ゼロトラストセキュリティの導入」など、利便性とセキュリティとの双方のバランスを考慮した利用環境を実現しています。

しかし、インターネット接続自体は、各小中学校から直接インターネットプロバイダに接続する方式をとっており、今後の学習用端末の同時利用数やベストエフォート型の光回線サービスの混雑状況、デジタル教材の利用によるデー

タ通信量の増大等によっては、遅延が生じる可能性があります。適宜、通信量の測定等を実施し、適切な通信速度で教材等を利用できるよう、ネットワーク環境の維持に努めます。

③ Webフィルタリングの適切な運用

児童生徒及び教職員がインターネットに接続する際にトラブル等に巻き込まれないようWebフィルタリングソフト等を導入しており、今後も適切に閲覧制限が可能となるよう利用環境を整備していきます。

フィルタリングの強度については、過度なフィルタリングにより学習上必要なコンテンツに接続できない状況が発生しないよう、随時、個別に設定を変更できる体制を整備します。

④授業目的公衆送信補償金制度の活用

ICTを活用した教育現場での著作物利用の円滑化を図るため、引き続き、授業目的公衆送信補償金制度を活用します。本制度を活用することで、教職員が授業で新聞、写真、絵画等様々な著作物を利用する際、個別に著作権者の許諾を得る必要がなくなり、授業における著作物の円滑な利活用と教育の質の向上を図ることが可能となります。

⑤教育DXの推進

教育DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、アナログからデジタルへの単なる代替ではなく、「学校が、デジタル技術を活用して、これまでのカリキュラムや学習のあり方を革新（変容）するとともに、教職員の業務や組織、プロセス、学校文化を革新（変容）し、時代に対応した教育を確立（再定義）すること」です。デジタル技術がますます進化する現代において、教育DXの推進は不可欠であることから、国の動向を注視しながら、本市の実情に応じた取組について、調査・研究を進めます。

⑥デジタル教材利用環境の整備

効果的な授業展開や日々の学習課題提示のため、指導者用デジタル教科書や学習者用デジタル教科書、デジタルドリル教材の活用を進めます。

(ア) 指導者用デジタル教科書

指導者用デジタル教科書は、デジタル化した紙面の教科書を電子黒板などに映し出し、紙面の拡大表示や書込みができるほか、音声や映像などさまざまなコンテンツを活用することで、学習指導効果を高めることができ

ます。

本市では、令和3年度から、一部の教科において、「指導者用デジタル教科書」を導入しており、今後も継続しICT教育の推進を図っていきます。

(イ) 学習者用デジタル教科書

学習者用デジタル教科書は、デジタル化した紙面の教科書を学習用端末で閲覧することができ、動画や音声などのコンテンツと合わせて学習できるようになっています。

市では、令和3年度から令和5年度にかけて、国の学習者用デジタル教科書実証事業に参加しています。学習者用デジタル教科書は、国において令和6年度から順次導入することとしているため、動向を注視しながら、授業での効果的な活用を図っていきます。

(ウ) デジタルドリル教材

本市では、令和6年度から市内の全小中学校に、ドリル教材を導入しました。ドリル教材は、児童生徒一人一人に合わせた学習を進めることができ、自学自習の時間、端末持ち帰り時等の補充的・発展的な学習にも活用することができるため、学力と自ら主体的に学ぶ力の向上が期待されます。

また、教職員は、リアルタイムで児童生徒の学習状況や進捗状況を把握することができ、きめ細かな指導が可能となります。今後は、このドリル教材のメリットを最大限に活かし、積極的な活用を図っていきます。

⑦行橋市学校情報セキュリティポリシーの策定

児童生徒、保護者、教職員などの個人情報及び学校運営上の重要な教育情報を保護し、適切に管理・運用するための対策（情報セキュリティ対策）を整備するため、行橋市学校情報セキュリティポリシーを策定しており、適切に運用が図られるよう教職員に対する周知、研修等を実施してまいります。また、定めたセキュリティ対策について、必要に応じて見直しを実施します。

⑧生成AIの利活用に向けた調査研究

急速に広まりつつある生成AIの技術は、日常生活で利用する多くのツールに浸透しており、教育の場においても今後の利活用が期待されています。

文部科学省が公表している「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を参照し、生成AIのメリットとデメリットや特性を正確に把握し、効果的に学習の場面で活用していけるよう調査研究を進め、利用について検討します。

基本方針4 ICTの活用による校務の効率化

(1) 基本的な考え方

近年、教職員の長時間労働が全国的な問題となっていますが、ICTを活用することにより、学校における校務の負担軽減を図り、教職員の長時間労働を削減することで、児童生徒と関わる時間や授業の質を向上させるための時間を増やし、教育の質の向上に努める必要があります。また、家庭や地域の理解・協力も不可欠であることから、ICTを活用した学校からの情報発信により、家庭や地域との連携・協力体制を推進し、教育の更なる充実に努める必要があります。

そのため、本計画においては、「ICTの活用による校務の効率化」を基本方針4と位置付け、教職員の負担軽減、校務の効率化の観点から、校務のデジタル化やクラウドツールの積極的な活用等、教育委員会と学校が連携して校務DXを推進するとともに、ICTを活用した家庭、地域との情報共有等に努めます。

(2) 具体的な施策内容

①情報化による校務効率化と多様な働き方の実現

本市においては、これまでも、授業支援ソフトの共有機能を活用しての職員会議でのペーパーレス化や情報伝達の迅速化、保護者、児童生徒向けアンケートにおけるクラウド活用など、校務の効率化に努めてきました。また、環境面においては、「基本方針3 ICTを活用するための環境整備」の中でも述べたとおり、多様な働き方の実現に向けた環境整備として、令和6年度に教育情報ネットワークの全面的な再構築を実施し、「クラウドサービス活用の拡充」、「ゼロトラストセキュリティの導入」など、利便性とセキュリティを考慮した利用環境を実現しています。また、この再構築と合わせて、個人情報等機密情報を扱う校務用パソコンについては、これまで職員室において有線接続されていたため、教職員にとっては、業務を行う場所が制約される状況となっておりましたが、この校務用パソコンを無線LAN接続対応の機器に更新しました。これにより、学校内だけでなく、学校外、例えば在宅勤務が必要な場合など、多様な働き方も可能となっています。これらの現状を踏まえて、今後も各学校と連携を取りながら、校務DXの更なる推進を図っていきます。

②クラウドサービスの一層の活用

本市では、令和6年度から業務効率化ツールを導入し、同時に、市内の全小中学校の教職員に、校務用の個人メールアドレスを付与するなど、情報共有や連絡等にクラウドサービスが活用できる環境となっています。このような環境のメリットを生かし、これまでに進められてきたクラウドサービスの活用方法だけではなく、国の情報や先進地域の事例の紹介、活用方法研修の開催など、活用方法の拡充に向けた支援を行っていきます。

③FAX・押印等の制度・慣行の見直しに向けての検討

現在の教育現場では、FAXは重要な通信手段のひとつとして活用されています。また、保護者・外部とのやりとりで押印・署名が必要な書類もあります。FAXや押印等について、制度・慣行の見直しに向けた検討を行うとともに、各学校にFAXでの送付や押印を求めている関係団体・事業者等を把握し、必要に応じて、制度・慣行の見直しの協力を依頼していきます。

④校務における生成AIの利活用に向けての調査研究

業務の効率化や質の向上を図るため、生成AIの校務における活用についても、文部科学省の「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」の中で言及されています。学習活動への活用と同様、同ガイドラインを参照し、校務での活用についても調査研究を進め、利用について検討します。

⑤校務支援システムの更改

全国的に導入が推奨されている統合型校務支援システムを、既に平成28年度から順次導入し、教職員の業務負担軽減を図ってきました。しかし、現行のシステムは、市役所本庁に設置したサーバとVPN回線を使用して通信する方式であるため、システムの使用は学校内に限定されています。

次世代の校務支援システムについては、文部科学省は、教務・保健・学籍等に関する機能を核とし、クラウド上での運用を前提とすることが望ましいとしていることから、機能と利便性を向上させた、より良いクラウド版システムへの移行を検討します。

⑥学校・保護者間連絡ツール等を活用した情報発信

学校から保護者への情報発信は、児童生徒の学校での活動を理解していただくうえで重要です。本市では、令和5年度に学校・保護者間連絡システム（連絡アプリ）を導入し、情報発信の効率化だけでなく、学校からのお便りの配信、

保護者からの欠席・遅刻連絡の受付、保護者あてアンケートなどのオンライン化により、保護者の利便性向上や教職員の業務負担軽減、校務の効率化も図っています。

今後も、ICT教育の推進に向けた本市や学校の取組について、広報誌やホームページとともに、このシステムを活用し、家庭や地域への迅速かつ積極的な情報発信に努めます。

第5章 教育の情報化に関する推進体制

1 推進体制の整備

本市では、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の整備と合わせ、学校教育における情報化を推進するための体制を整備し、各種の取組を進めています。

(1) 行橋市教育情報化推進委員会

教育情報化責任者（教育長）を中心として、教育部長、教育委員会関係課の課長職、学校情報管理者（学校長）代表、学校ICT担当教員代表で組織し、教育情報化に関する施策の企画立案や取組内容の共有、課題の検討などを行います。

(2) 行橋市教育情報化推進検討部会

各小中学校の学校ICT担当教員で組織し、情報化推進委員会の検討事項などについて、情報の収集や内容の協議、調整を行います。

2 教育委員会と学校の役割

(1) 教育委員会の役割

教育の情報化を推進するため、行橋市教育情報化推進委員会や行橋市教育情報化推進検討部会における協議・検討内容を踏まえて、教育委員会は本計画を基に、調査研究や環境整備等に取り組みます。加えて、校長会でその取組等を周知します。

(2) 学校の役割

学校はそれぞれの状況に応じて、本計画に掲げる施策内容を学校経営に取り入れ、各教科等での学習活動に取り組みます。また、学校長が学校情報管理者として、教育の情報化を推進するため、校務分掌の組織化などの校内情報化推

進体制の構築を行うとともに、校内の教職員へ情報化の重要性や必要性への理解を深めるように努めます。

第6章 学校教育情報化の数値目標

1 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画

GIGAスクール構想により整備した児童生徒1人1台端末は、使用年数の経過に伴い故障の増加等が懸念されます。端末の更新に当たって、文部科学省が示す「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」による各種計画を定め、国の補助制度「公立学校情報機器整備事業費補助金」を活用します。当事業の実施に係る計画は以下のとおりです。

(1) 端末整備・更新計画

① 端末整備・更新計画

令和6年度及び令和7年度の2ヶ年度をかけて、タブレット端末の更新を行います。(年度別更新計画は、別紙1「端末整備・更新計画」のとおりです。)

② 更新対象端末の再使用(リユース)について

平成29年度から令和元年度にかけて、リースにより順次整備したタブレット端末については、令和6年9月末をもってリース契約期限が満了するため、令和6年10月以降にリース会社へ返却します。

その他の更新対象端末の一部は、市役所庁内での活用の他、市立小中学校の教職員以外の職員等の端末として活用します。

なお、再使用の予定のない端末については、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者や資源有効利用促進法に基づく製造事業者等へ処分(再使用・再資源化)を委託する予定です。

(2) ネットワーク整備計画

① 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合(%)

文部科学省では、「必要なネットワーク速度」について、学校規模ごとの当面の推奨帯域を示しています(「学校のネットワークの改善について(通知)」文部科学省令和6年4月26日付け通知(6初情教第2号))。

「校内通信ネットワーク環境整備等に関する調査」の実施について(依頼)」

(文部科学省・令和5年11月22付け事務連絡)を受けて実施した測定結果では、「学校規模ごとの当面の推奨帯域」を超える学校数は17校(小学校11校・中学校6校)であり、総学校数に占める割合は、100%となっています。

しかし、同調査によると、「ネットワークが遅いと感じることがあるか」という設問に対して、「たまにある」と回答した学校が、17校中13校ありました。

②必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(ア) ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

令和8年度中にネットワークアセスメントを行い、課題の特定を完了させる予定です。

(イ) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、令和9年4月から順次改善策の検討を開始し、令和10年3月までに対象校における改善策を完了させる予定です。

(3) 校務DX計画

文部科学省「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」に定める「校務DX計画」は、本計画の「第4章 学校教育の情報化の目指す方向性」における「基本方針4 ICTの活用による校務の効率化」に記載のとおりとします。

(4) 1人1台端末の利活用に係る計画

文部科学省「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」に定める「1人1台端末の利活用に係る計画」は、本計画の「第4章 学校教育の情報化の目指す方向性」における「基本方針1 児童生徒の情報活用能力の育成とICTを効果的に活用した学びの充実」、「基本方針2 教職員のICT活用指導力の向上」、「基本方針3 ICTを活用するための環境整備」に記載のとおりとします。

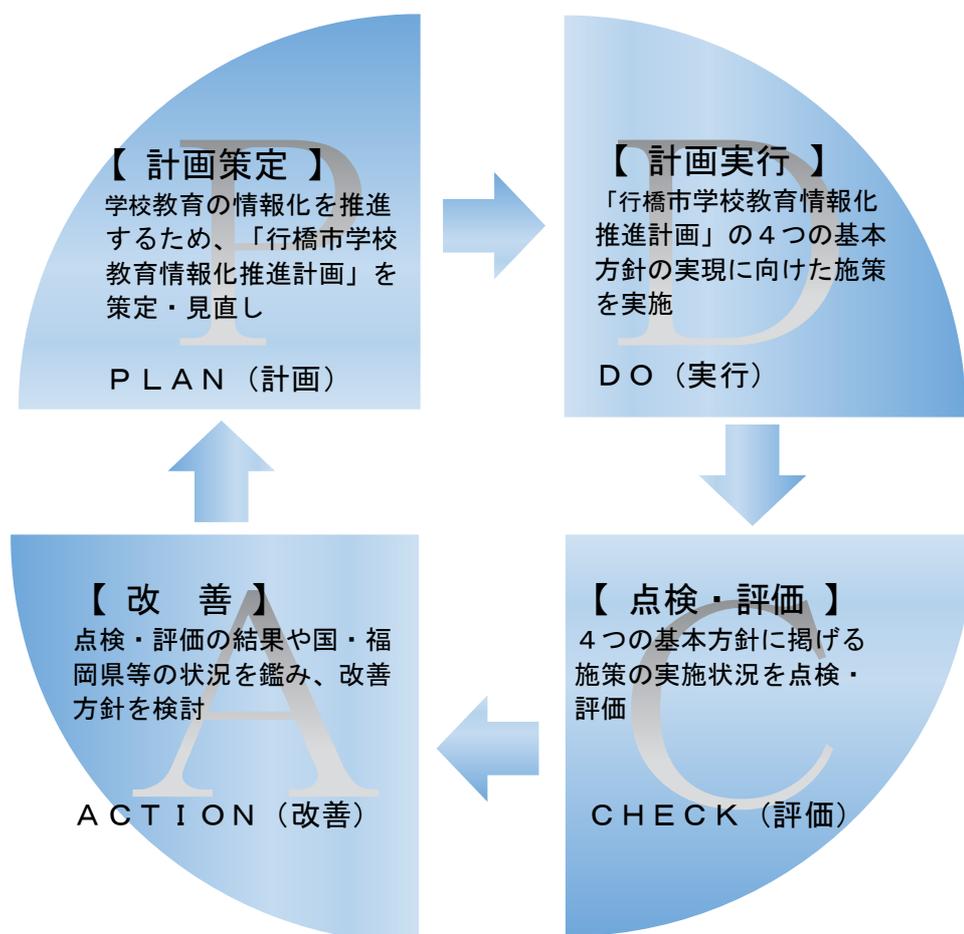
2 数値目標

本計画に基づく取り組みの達成状況を把握するため、別紙2「学校教育情報化の数値目標」のとおり、目標値を設定します。

第7章 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善）のサイクル（PDCA サイクル）に基づく進行管理により、効果的・効率的な施策の推進につなげていきます。点検及び評価については、毎年度、「行橋市教育情報化推進委員会」において、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」等の各種調査結果や学校への照会結果等を基に、本計画における4つの基本方針に掲げる施策ごとの実施状況を確認する形で継続的に実施し、適切な進行管理に努めます。

また、国の動向やICTを取り巻く環境の変化等による新たな課題等にも対応できるよう、適宜見直しを行いながら、本計画の着実な推進を図り、最適な学校教育の情報化が実施されるようにしていきます。



(別紙1) 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	5,753	5,780	5,797	5,764	5,616
② 予備機を含む 整備上限台数	6,616	3,140	614	532	361
③ 整備台数 (予備機除く)	3,320	2,433	44	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	3,320	2,433	44	0	0
⑤ 累積更新率	57.7	99.5	100	100.5	103.2
⑥ 予備機整備台数	187	113	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	187	113	0	0	0
⑧ 予備機整備率(%)	3.3	5.2	5.2	5.2	5.3

(端末の整備・更新計画の考え方)

平成29年度から令和元年度にかけては、リースにより、令和2年度以降は、購入によって、端末整備を行ってきました。

平成29年度から令和元年度にかけて整備した端末については、リース期限が令和6年9月末となっており、耐用年数を経過し不具合等も生じているため、令和6年度に3,320台、予備機187台の更新を行います。また、令和7年度は、2,433台、予備機113台の更新を行います。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：3,125台

○処分方法

・リース会社へ返却

○端末データ(利用履歴・アプリケーション等)の消去方法

・リース会社が実施

※令和7年度更新予定の端末については別途定めることとします。

スケジュール（予定）

- ・令和6年9月 新規購入端末の使用開始
- ・令和6年10月 使用済み端末のリース会社引渡し

(別紙2) 学校教育情報化の数値目標

項目	評価の指標	目標値	目標年度
校務のデジタル化	FAX でのやり取り・押印を原則廃止した学校の率	100%	令和7年度
	校務支援システムへの名簿情報の不必要な手入力作業を一掃した学校の率	100%	令和7年度
	クラウド環境を活用した校務DXを積極的に推進している学校の率	100%	令和8年度
	ICT の活用により校務の効率化が図られていると感じている教員の割合	90%	令和10年度
1人1台端末の積極的活用	毎年度 ICT 研修を受講する教員の率	100%	令和6年度
	情報通信技術支援員 (ICT 支援員) の配置	現状維持※	
	1人1台端末を週3回以上活用する学校の率	100%	令和6年度
	デジタル教科書を実践的に活用している学校の率	100%	令和10年度
	デジタルドリルを授業や家庭学習で活用している教員の割合	100%	令和8年度
	授業に ICT を活用して指導する能力を肯定的に評価している教員の割合	100%	令和10年度
	児童生徒の ICT 活用を指導する能力を肯定的に評価している教員の割合	100%	令和10年度
個別最適・協働的な学びの充実	児童生徒が自分で調べる場面において1人1台端末を週3回以上使用させている学校の率	100%	令和6年度
	児童生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面において1人1台端末を週3回以上使用させている学校の率	80%	令和8年度
	教職員と児童生徒がやりとりする場面において1人1台端末を週3回以上使用させている学校の率	80%	令和8年度
	児童生徒同士がやりとりする場面において1人1台端末を週3回以上使用させている学校の率	80%	令和8年度
	児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面において1人1台端末を週3回以上使用させている学校の率	80%	令和8年度
	授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表している児童生徒の割合	70%	令和10年度